また、この指針において「望ましい」と記載している規定については、国家公安委員会所管事業者がこれに従わない場合にも、個人情報取扱事業者であるか否かを問わず、法違反と判断されることはない。ただし、法違反と判断されることはない場合にも、法の基本理念（法第３条）も踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれるものである（「第３　この指針の適用対象者の範囲」の規定も参照）。

なお、この指針において記載した具体例については、これに限定する趣旨で記載したものではない。また、記載した具体例においても、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。

第２　用語の定義（法第２条関係）

この指針において使用する用語の定義は、以下のとおりである。

１　個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、住所、年齢、職業、続柄等の事実に関する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関する判断や評価を表すすべての情報をいい、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれる。これら「個人に関する情報」が、組合せにより「特定の個人を識別することができる」こととなれば、それが「個人情報」となる。

なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、当該生存しない個人の遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名等の個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については「個人情報」に該当し得る。

さらに、「個人」には、外国人も当然に含まれる。

「個人情報」には、例えば以下の⑴から⑺までのようなものが当たる。

⑴　本人の氏名

⑵　生年月日、連絡先（住所・居所、電話番号、メールアドレス等）、会社における職位又は所属に関する情報等について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

⑶　防犯カメラに記録された情報等本人を識別できる映像情報

⑷　特定の個人を識別できるメールアドレス情報

⑸　特定の個人を識別できる情報が記述されていなくても、周知の情報を補って認識することにより特定の個人を識別できる情報

⑹　雇用管理情報（会社が従業員を評価した情報を含む。）

⑺　個人情報の取得後に当該個人情報に付加された個人に関する情報（取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できることとなったときは、その時点で「個人情報」となる。）

また、例えば以下の⑻から⑽までのようなものは、原則として「個人情報」には当たらない。

⑻　企業の財務情報等、法人等の団体そのものに関する情報（団体情報）

⑼　記号や数字等の文字列だけからでは特定の個人情報であるか否かの区別がつかないメールアドレス情報

⑽　特定の個人を識別することができない統計情報

２　個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いずに個人情報を一定の規則（例えば、五十音順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものをいい、例えば以下のようなものが当たる。

⑴　電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳（メールアドレスと氏名を組み合わせた情報を入力している場合）

⑵　ユーザーＩＤとユーザーが利用した取引についてのログ情報が保管されている電子ファイル（ユーザーＩＤを個人情報と関連付けて管理している場合）

⑶　従業者が業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力・整理した名刺の情報であって、他の従業者等によっても検索できる状態にしているもの

⑷　氏名、住所又は企業別に分類整理されている市販の人名録

他方、例えば、従業者が、自己の名刺入れを他人が自由に検索できる状況に置いていても、他人には容易に検索できない独自の分類方法により名刺を分類している場合は、当該名刺の情報は「個人情報データベース等」には当たらない。

３　個人データ

「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいい、例えば以下のようなものが当たる。

⑴　個人情報データベース等から記録媒体へダウンロードされた個人情報

⑵　個人情報データベース等から紙面に出力された帳票等に印字された個人情報

４　個人情報取扱事業者

「個人情報取扱事業者」とは、次に掲げる者を除いた、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。なお、法人格を有しない団体（任意団体）や一般個人であっても、個人情報取扱事業者に該当し得る。

⑴　国の機関

⑵　地方公共団体

⑶　独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。）

⑷　地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）

⑸　その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者

⑸の規定にいう「個人の権利利益を害するおそれが少ない者」とは、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去６か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者とする。5,000を超えるか否かは、個人情報取扱事業者が管理するすべての個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の総和により判断する。ただし、同一個人の重複分は除くものとする。

ここでいう「事業の用に供する」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ、社会通念上事業と認められるものをいい、営利事業のみを対象とするものではない。

また、「個人情報データベース等」が次のア、イ及びウの要件のすべてに該当する場合には、それを構成する個人情報によって識別される特定の個人は、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数に算入しない。

ア　個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものであること。

イ　氏名、住所・居所若しくは電話番号のみが掲載された個人情報データベース等（例えば、電話帳やカーナビゲーション）であること、又は不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができる若しくはできた個人情報データベース等（例えば、自治体職員録や弁護士会名簿）であること。

ウ　個人情報取扱事業者自らが、その個人情報データベース等を事業の用に供するに当たり、新たに個人情報を加えることで特定の個人の数を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを編集・加工していないこと。

したがって、例えば以下のようなものは、特定の個人の数に算入しない。

あ　電話会社から提供された電話帳及び市販の電話帳ＣＤ－ＲＯＭ等に掲載されている氏名及び電話番号

い　市販のカーナビゲーションシステム等のナビゲーションシステムに記録されている氏名、住所・居所等を示すデータ（ナビゲーションシステム等が当初から備えている機能を用いて、運行経路等新たな情報等を記録する場合があったとしても、「特定の個人の数」には算入しないものとする。）